

（子どもと同居している場合など）を〒7908571子育て支援課または支所へ
 ※公務員は職場で手続きしてください

子育て支援課 ☎9486354・☎9341814

第7回愛媛県障害者スポーツ大会

回5月27日(日)
 会県総合運動公園(上野町) 内陸上競技、卓球、アーチェリー、フライングディスクなど
 回4月1日現在、市内在住の13歳以上で、身体障害者手帳または療育手帳所有者
 回3月16日(金)(必着)。直接、申込書(障がい福祉課にあり)と身体障害者手帳または療育手帳を障がい福祉課(市役所別館1階)へ
 障がい福祉課 ☎9486369・☎9327553

聴覚障がい者くらしセミナー

回3月19日(月)18時30分
 会ハートモニープラザ(若草町)多目的室1
 内講演「この食事で大丈夫? 食生活を振り返ってみよう」
 市内在住の聴覚障がい者
 関手話生活相談室 ☎9212143・☎9212142

お知らせ

バイク・軽自動車の手続きは3月30日まで

軽自動車税は、4月1日現在のバイクや軽自動車の所有者に課税されます。廃車や譲渡などにより車を手放しても届け出をしないと税金がかかりますので、下表のとおり手続きを行ってください。

バイク・軽自動車などの手続き

対象車両	届け出先	手続きに必要なもの
原動機付自転車 ・1種(50ccまで) ・2種乙(50ccを超え90ccまで) ・2種甲(90ccを超え125ccまで) ・ミニカー 小型特殊自動車 ・農耕作業用(乗用の刈り取り、脱穀作業用を含む) ・特殊作業用	市民税課 (市役所本館2階) ☎948-6302 ☎934-1802 北条支所 ☎993-4507 ☎993-4531 中島支所 ☎997-1842 ☎997-1585 ※北条・中島以外の支所は廃車申告の取り次ぎのみ	新規登録・名義変更 ◎登録者の印鑑(名義変更の場合は、双方必要) ◎譲渡証明書もしくは販売証明(窓口に貼るか、別紙証明できる書類を提出) ◎車台番号を確認できる下記のいずれかのもの ・現車(バイク) ・石ずりなど(車台番号の上)に紙をあてて写したものを ・販売証明書 ・市町村発行の証明書 ※身分証明書の提示を求められる場合がありますので運転免許証などをお持ちください ◎ナンバープレート(紛失の場合は窓口に理由を記載) ◎登録者の印鑑
軽自動車 ・軽2輪(125ccを超え250ccまで) ・2輪の小型自動車(250ccを超えるもの) 普通自動車 ・660ccを超える全車両	四国運輸局 愛媛運輸支局 (森松町) ☎050-5540-2076 ☎969-0556	左記に問い合わせ
軽自動車 ・3輪、4輪のもの(660ccまで)	軽自動車検査協会 (南高井町) ☎975-6730 ☎976-7652	左記に問い合わせ

※軽自動車税は年額納付のため、4月2日以降に年度途中で廃車しても還付はありません
 【次の場合も手続きが必要】盗難に遭った(警察に届け出た場合は警察署発行の盗難届出証明書を添付)▼名義変更手続きができていないまま相手の所在が不明になった▼バイクの所在が不明になった▼ナンバープレートを付けたまま業者へ引き渡した▼ごみとして処分した▼市外から転入した
 関市民税課 ☎9486302・☎9341802

食品営業許可の更新

食品営業許可期限が3月31日までの営業者は、生活衛生課(市保健所(萱町六丁目))で本人による更新手続きが必要です▼受付期間 3月1日(木)~30日(金)8時30分~17時(土・日曜・祝日を除く)▼必要なもの 現在の営業許可証、食品衛生責任者手帳、更新手数料

※前回の申請内容から変更がある場合や、本人による申請が困難な場合はご相談ください
 関生活衛生課 ☎911808・☎9236627

植樹を行う森づくり活動の助成は3月末まで

植樹を行う森づくり活動の助成(植樹した苗木1本につき250円または苗木購入費の実費いずれか低い額(上限25万円))は3月末で終了します。希望者はお早めにお問い合わせください。
 関水資源担当部長付 ☎9486947・☎9341886

水の情報誌を発行

水の情報誌「ていれぎ」の最新号を発行しました。ぜひご覧ください。
 【設置場所】駅・スーパー・書店などにあるイエロースタ



ド(発行後1カ月間のみ)、市役所本館1階ロビー、支所、児童館など
 ※市ホームページで閲覧可
 関(企)企画総務課 ☎9989824・☎9323325

高額医療・高額介護合算療養費制度の通知

高額医療・高額介護合算療養費制度とは、同じ世帯で医療と介護を利用した場合に、年単位で自己負担を軽減する制度です。後期高齢者医療または国民健康保険加入者で、平成22年8月1日~平成23年7月31日の間にかかる医療と介護の自己負担額が限度額を超える支給対象者には、2月下旬に通知しています。申請方法など詳細はお問い合わせください。対象期間中に市外(後期高齢者医療加入者は県

市民交通傷害保険にご加入を

3月1日(木)受け付け開始

市民交通傷害保険は、加入者が交通事故に遭ったときに治療期間に応じて保険金を支給する制度です。
 【加入できる人】本市に住民登録または外国人登録がある人
 ▼他市町から市内に通勤、通学している人
 【保険期間】4月1日(中途加入者は加入手続きをした日の翌日)~平成25年3月31日
 【保険料・加入人数】1人1口720円(1人2口まで)▼中途加入者の保険料は加入日より異なります(4月30日以降、1カ月ごとに60円減額)
 【保険金】下表のとおり
 【受付場所】3月1日(木)から、市内の金融機関(ゆうちょ銀行を除く)、支所、市民相談課

保険金

傷害の程度(1口につき)	金額
死亡・後遺障害保険金	100万円
6カ月以上	12万円
5カ月以上6カ月未満	9万円
4カ月以上5カ月未満	7万円
3カ月以上4カ月未満	5万円
2カ月以上3カ月未満	3万円
1カ月以上2カ月未満	2万円
1週間以上1カ月未満	1万円
1週間未満	5,000円



寄付

市民活動推進基金への寄付
 (株)ブリヂストン松山タイヤセンター(株)ケイ・アール総合企画(株)松山法人会▼伊予鉄道(株)環境分析センター

その他

シベリア等戦後強制抑留者特別給付金
 関戦後強制抑留者詳細は電話で平和祈念事業特別基金へお問い合わせください(回3月31日(土)まで)関(独)平和祈念事業特別基金 ☎05700059・204

▼愛媛信用金庫(株)森熊(株)助格▼四国ガス(株)松山本社▼伯方塩業(株)▼(医)結和会松山西病院(株)コピーセンター▼(医)東西会橋本クリニック▼アビリティセンター(株)▼(株)愛信建設▼(医)社団久野内科▼(株)関西建物▼えひめ中央農業協同組合▼南海測量設計(株)▼(株)ダイキアックス
 関市民参画まちづくり課 ☎9486330・☎9343157

は加入申込書を紛失した人 受付場所へ申し込み
 ■自転車の人身事故も対象
 【対象になる事例】道路で自動車、バイク、自転車などの車両による人身事故で受傷し警察で人身扱いの交通事故になった場合(国内で発生した事故に限る)など
 ※詳細はお問い合わせください
 ■事故に遭ったらず届出を出し「交通事故に遭った場合」自転車単独の人身事故や軽いけがでも、直ちに警察署に人身事故扱いの届け出をしてください。届け出がないと保険金が支給されません
 関保険の加入などに関すること 市民相談課 ☎9486447・☎9341768、保険金請求に関すること (株)損害保険ジャパン 市民交通傷害保険係 ☎9460062・☎9320121